

メディアを活用した近隣圏域向け観光プロモーション事業業務委託仕様書

1 業務名

メディアを活用した近隣圏域向け観光プロモーション事業業務

2 業務目的

県内で放映されるテレビ番組や本県及び近隣県をターゲットとした SNS 広告を活用し、知事のトップセールスの一環として、本県観光の魅力を発信することにより、県民の地域への愛着や誇りを深め、県内観光周遊や近隣県からの観光誘客につなげることを目的とする。

3 業務内容

(1) テレビ番組等を活用したメディアプロモーション

本県の観光資源の魅力を最大限に引き出し、近隣県からの観光誘客につながるような番組企画・制作及び放映とすること。

ア 企画・制作要件

- ・ 単なる観光地紹介に留まらず、本県の文化、歴史、食、暮らしなどを魅力的に伝えるストーリー性を重視すること。
- ・ 知事等の県関係者やインフルエンサーが出演し、直接魅力を紹介する内容とすること。
- ・ 本県の魅力を分かりやすく身近に伝えるような演出方法とすること。

イ 番組形式

- ・ 放送時間帯や回数、放送局との連携方法についても具体的に記載すること。

ウ Web 配信との連携

- ・ テレビで放映したコンテンツを Web (YouTube 等) でも配信し、リーチの拡大と費用対効果の向上を図る計画とすること。

(2) 本県及び近隣県をターゲットとした SNS 広告を活用した観光プロモーション

近隣県からの来訪意欲が高い層に効率的にリーチする、インフルエンサーを活用した SNS 広告の企画・制作・運用を実施すること。

ア ターゲット設定

- ・ 「近隣県」の定義を明確にし、その地域に居住する、または最近訪問した層に絞り込む具体的なターゲティング戦略を提案すること。

イ 活用 SNS プラットフォーム

- ・ 各 SNS プラットフォームの特性を踏まえ、本県観光の魅力とターゲット層に最適な SNS を選定し、その理由を明確に記載すること。

ウ インフルエンサー選定

- ・ フォロワー数だけでなく、エンゲージメント率やターゲット層との親和性を考慮したインフルエンサーを選定すること。

(3) その他

本事業の実施に伴い必要と認められる業務を行うこと。

4 事業報告

本業務の完了後、速やかに以下の内容を記載した報告書を作成し、県に提出すること。

- (1) 業務計画・スケジュール
- (2) 実施した業務の内容
- (3) 効果測定
- (4) その他業務を実施する上で作成した資料等

5 提案書の記載項目

企画提案書には以下の項目を必ず含めること。

- (1) 事業実施の目的と背景に関する提案者の理解
- (2) テレビ番組を活用したプロモーション企画提案（コンセプト、構成案、出演者、番組形式、放送局との連携体制等）
- (3) SNS 広告を活用したプロモーション企画提案（ターゲット設定、活用 SNS、インフルエンサー選定等）
- (4) 業務実施体制
- (5) 過去の類似業務実績
- (6) 効果測定と KPI 設定
- (7) その他、特筆すべき事項

6 委託事業に関する経費の管理等

- (1) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。
 - ア 10 万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
 - イ 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
 - ウ 団体等へ加入するための負担金
 - エ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）
 - オ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- (2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。
- (3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。
 - ア 金銭出納簿等の会計関係帳簿
 - イ 本事業に従事された方の勤怠管理関係書類
 - ウ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書
 - エ その他、協議の上、必要と認められる書類

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、県に提出した事業計画書等に基づき適切に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、事業計画書等を変更する必要がある場合は、県と協議の上、変更の承認を受けること。
- (3) 不適切な表現や、ステルスマーケティングの疑義が生じるコンテンツ制作を厳

に避けること。万一、問題が発生した場合は、速やかに県に報告し、誠実な対応を行うための計画を提示すること。

(4) 受託者は、業務を企画運営するに当たり、県と十分な調整を行うこと。

(5) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない内容については、県と受託者で協議の上、定めるものとする。

※ 本仕様書において定める要件については、公募時点の想定であり、契約予定事業者決定後、速やかに協議を行い、仕様書を確定させるものとする。